

さ情審査答申第34号
平成19年4月4日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答申書

平成18年10月20日付けで貴職から受けた、市政情報課が収受した(1)改正行政事件訴訟法に係る平成16年6月30日付け総務局長通知(以下「通知文①」という。)を含む個別フォルダ、(2)平成16年11月9日付け総務局長通知「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に当たって(通知)」(以下「通知文②」という。)を含む個別フォルダ、(3)平成17年1月4日付け総務局長通知「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う規則等の改正について(通知)」(以下「通知文③」という。また、通知文①から③を以下「本件通知文」という。)を含む個別フォルダ(以下「本件対象行政情報」という。)の一部公開決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、本件諮問は、同一人からの行政情報公開請求であって類似の事案であることから、平成18年10月20日付けで受けた、「行政事件訴訟法の改正にかかる次の総務局長通知の起案書①2004年11月9日付け②2005年1月4日付け(総務課)の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問」と併合して審議をしました。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報のうち、改正行政事件訴訟法に係る平成16年6月30日付け総務局長通知を含む個別フォルダ(平成16年度個別フォルダ「6月庁内文書回答・通知」、平成16年11月9日付け総務局長通知「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に当たって(通知)」(平成16年度個別フォルダ「11月庁内文書回答・通知」)及び平成17年1月4日付け総務局長通知「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う規則等の改正について(通知)」(平成16年度個別フォルダ「1月庁内文書回答・通知」)を非公開としてなした一部公開決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成18年7月26日付け総総市第1113号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

また、重要な内容の庁内通知文書（収受分）の保存期間を、さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）別表の第4種（3年保存する文書）とすること、及び文書管理規則別表に定める文書の保存期間の基準そのものの見直しを求めている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 「1年」の保存期間は短く不当である。

(2) 行政事件訴訟法の一部改正は、行政訴訟をより利用しやすく分かりやすい仕組みにしようとするものであり、その解釈文書として司法制度改革推進本部事務局長通知は重要であり、その運用に当たり、総務局長通知の内容も重要なものである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

1 本件対象行政情報のうち公開しない部分は、行政事件訴訟法の一部を改正する法律の公布に関する平成16年6月30日付け総務局長通知が含まれた「6月庁内文書回答・通知」フォルダ、同年11月9日付け総務局長通知「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に当たって」が含まれた「11月庁内文書回答・通知」フォルダ及び平成17年1月4日付け総務局長通知「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う規則等の改正について」が含まれた「1月庁内文書回答・通知」フォルダである。

2 当該個別フォルダは、庁内各課から送付された軽易な通知を月別に収納するものであり、文書管理規則第36条第4項により、別表の区分に従い、課長が1年以内保存と定めている。別表の区分では第5種（1年以内の期間保存する文書）第1号「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」又は第3号「主務課以外の課における共通文書」に該当するものであり、基準に照らし合わせても適切であった。なお、当該フォルダは、平成16年度に作成したものであり、保存期間満了により廃棄済みであり不存在である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報の不存在について

実施機関は、本件対象行政情報は文書管理規則別表の第5種（1年以内の期間保存する文書）第1号「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」若しくは第3号「主務課以外の課における共通文書」に該当するものとして、保存期間の満了により廃棄したと述べているところ、ほかに本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的事情も存在しない。よって、本件対象行政情報は不存在と認めるのが相当である。

2 本件通知文自体の保存期間について

本件通知文のうち通知文②と通知文③については、事実上写しが存在していたので、それにより内容を確認した（異議申立人も確認済み）。それによれば、通知文②及び通知文③は、いずれも形式的な内容にとどまっており、通知文自体が重要ということはできない。通知文①は、その写しも存在せず、内容は知り得ないが通知文②及び通知文③と同様の程度と考えられる。

そうすると、市政情報課長が本件対象行政情報を文書管理規則別表の第5種（1年以内の期間保存する文書）第1号「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」若しくは第3号「主務課以外の課における共通文書」に該当するものとして、保存期間を定めたことは妥当と考えられる。

3 文書管理規則の変更の主張について

異議申立人の主張の意図するところは、重要な内容の庁内通知文書は保存期間を「3年」（文書管理規則別表第4種）にすべきである、という点にあると解される。

この点に関しては、当審査会は、情報公開請求に対し実施機関の行った非公開決定に対し請求者が不服申立てを行った場合に、諮問に答えて実施機関が行った処分の適否を答申する立場であることからすると、抽象的に文書の保存期間について意見を述べる立場にはない。しかし他方、文書の管理が情報公開と密接に関連し、適切な文書の管理なくして条例の目的（1条）を全うできないことも事実であるから、実施機関の非公開決定の前提となっている事情の中に文書管理規則が関連しており、当該文書管理規則による文書の管理が条例の目的に照らして明らかに不当である場合には、当審査会は当該文書管理規則自体についても勧告的な意見を述べることも可能と考えられる。

そこで、検討するに、現在の文書管理規則でも第5種（1年以内の期間保存する文書）第1号は、「照会、回答、通知等の文書で軽易なもの」としており、重要な通知等は別異に保存期間を定める構造になっている。どの

程度を重要と考えるか、また重要な通知等を何年の保存期間の文書とするかについては、担当課長の合理的裁量に委ねる構造になっていると解される。したがって、現在の文書管理規則が直ちにさいたま市情報公開条例に照らして明らかに不当とは考えられない。

よって、異議申立人の「重要な内容の庁内通知文書（収受分）の保存期間を3年とする」とか「文書の保存期間の基準（文書管理規則別表）そのものを見直す」とかの主張は、勧告的意見としても採用できないと判断する。

- 4 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成18年10月20日	諮問の受理
②	同 年 11月17日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 12月21日	審議
④	平成19年 2月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 3月23日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)